

年末年始のごみ収集日程をお知らせします



年末年始にあたる12月29日(土)から1月3日(木)までは、家庭ごみの通常収集を行いません。

この期間以外は、通常通り持ち込みができます(土日・祝日を除く)。分別について不明な点がある場合は、事前にお問い合わせください。

しかし、年末は、家庭から出るごみの量が増える時期であることから、燃えるごみを月・木に収集する地区については、下表のとおり特別収集を行います。特別収集は、地区ごとに収集日が異なるため、確認をお願いします。

また、年末年始におけるクリーンセンターの休業期間は次のとおりです。

▽休業期間 12月29日(土) ~ 平成25年1月3日(木)

お問い合わせ先
生活環境課

安全通信

岡 瀬戸内警察署：0869-34-6110
消防本部警防課：0869-22-1492
予防課：0869-22-1493

年末年始も火災予防を忘れずに 出掛ける前と就寝前には火の元に注意!

火災原因の多くは、ちょっとした火の不始末や不注意によるものです。

注意してください。火災を防ぐために、次の6つのことに気を付けるようにしましょう。

年末年始は、忙しさと注意が散漫になったり、留守がちになる時期です。かけがえない生命と財産を守るために、出掛ける前や就寝前には、火の元に十分



- ① ガスコンロなどのそばを離れるときには必ず火を消す。
 - ② ストープの近くには燃えやすい物を近づけない。
 - ③ 寝たばこや、たばこのぼい捨ては絶対しない。
 - ④ 電気器具は正しく使い、たこ足配線はしない。
 - ⑤ 家の周りに燃えやすい物は置かない。
 - ⑥ 風の強いときは、たき火はしない。
- お問い合わせ先
消防本部予防課

年末年始の地区別ごみ収集日程

地区名	日程	12月				平成25年1月			
		28日 金	29日 土	30日 日	31日 月	1日 火	2日 水	3日 木	4日 金
牛窓地域	燃えるごみを月・木に収集する地区	通常収集	燃えるごみ特別収集	燃えるごみ特別収集	燃えるごみ特別収集	通常収集	通常収集	通常収集	通常収集
	燃えるごみを火・金に収集する地区								
邑久地域	燃えるごみを月・木に収集する地区		燃えるごみ特別収集						
	燃えるごみを火・金に収集する地区								
長船地域	燃えるごみを月・木に収集する地区		燃えるごみ特別収集						
	燃えるごみを火・金に収集する地区								

※通常収集の日程は、各家庭に配布している「ごみ収集カレンダー」をご覧ください。

訓練放送を行います 防災行政無線

市の防災行政無線では、地震・津波や武力攻撃などの災害時に、全国瞬時警報システム(J-Alert)から送られてくる国からの緊急情報も市民の皆さんへお伝えします。



- ④ 緊急地震速報チャイム
- ③ 「ただいまから訓練放送を行います」
- ② 「こちらは、防災瀬戸内市です」
- ① 防災行政無線チャイム

次のとおり、全国一斉に緊急情報の訓練放送を行います。地震が起こったときにあわてないために、実際に身を守るための行動をとってみましょう。

なお、市では震度4以上の地震の発生が予想される場合に、J-Alertを使い、市民の皆さんに緊急地震速報をお伝えします。

▽日時 12月3日(月) 午前10時15分ごろ

▽放送内容

- ① 防災行政無線チャイム
- ② 「こちらは、防災瀬戸内市です」
- ③ 「ただいまから訓練放送を行います」
- ④ 緊急地震速報チャイム

ごみ減量速報

平成24年4~10月における市民1人1日あたりのごみ排出量は738gで、基準値782gからの減量率は5.6%でした。ごみ30%減量での目標値547gまで、あと191gです。これは、梨1個分に相当します。引き続き、ごみの減量にご協力をお願いします。



あなたが主役! ごみダイエット瀬戸内

雑誌や郵便物など、1年間で溜まった大量の紙ごみを、年末の大掃除で処分する人も多いのではないのでしょうか。しかし、こうした紙ごみのほとんどは資源化することができます。早めの整理・資源化の徹底に取り組んでみませんか。今回の「ごみダイエット通信」(本紙に折り込みの緑色のチラシ)では、年末の大掃除で役に立つごみ減量方法を紹介しています。ぜひご覧ください。

通事故が増加します。飲酒運転の防止には、車を運転する人自身の自覚と、飲酒の同席者やお酒の提供業者など周囲の人たちの協力が大切です。

みんなで「飲酒運転4しない、3せない運動」の周知徹底を図り、悪質、危険な飲酒運転を根絶しましょう。

お問い合わせ先
岡山県警察本部交通企画課
☎086-234-0110

飲酒運転 4しない3せない運動

- 4しない運動
- 1 酒を飲んだら運転しない。
 - 2 運転するなら酒は飲まない。
 - 3 酒を飲んだ人の車には同乗しない。
 - 4 使用者は、従業員に飲酒運転を命じたり、認めたりしない。
- 3せない運動
- 1 酒を飲んだ人には車を運転させない。
 - 2 酒を飲んだ人には車を貸さない。
 - 3 運転する人には酒は勧めない。

根絶しましょう
飲酒運転

年末年始は、忘年会、新年会などお酒を飲む機会が多く、例年、飲酒運転による交